

(案)

令和6年(2024年) 月 日

越谷市長 福田 晃 様

越谷市社会福祉審議会

委員長 朝 日 雅 也

第7期越谷市障がい福祉計画・第3期越谷市障がい児福祉計画の
策定について(答申)

令和5年(2023年)5月26日付け越福総第27号で諮問のあったことにつ
いて、別添のとおり答申します。

答 申

令和3年度から令和5年度を計画期間とする「第6期越谷市障がい福祉計画・第2期越谷市障がい児福祉計画」の3年間において、本市では、地域生活支援拠点等の仕組みや基幹相談支援センターを整備するなど障がい者（児）の支援体制の構築は、着実に進んでいると認識しています。

今回の、「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」の策定に際し、国から提示された基本的な指針には、改正社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による支援体制の構築、児童発達支援センターの機能を強化して地域の体制を整備する等についての新たな考え方が追加されています。

当審議会では、本市の障がい者（児）の福祉に係る理念や方針、施策の方向を明らかにする基本的な計画となる現在の「第5次越谷市障がい者計画」の基本理念である「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」の実現に向けて、国の基本的な指針及び埼玉県の考え方を踏まえ、7つの成果目標を掲げた「第7期越谷市障がい福祉計画・第3期越谷市障がい児福祉計画（案）」を取りまとめました。この成果目標を達成するためには、障がい者（児）の障害福祉サービス等の利用意向を把握し、ニーズに沿った支援を行うために、市や関係機関、市民が情報を共有し、共通理解のもと、サービスの量的、質的な向上を図ることが重要であると考えます。

令和6年度からの計画実施にあたっては、この答申の趣旨や策定過程において審議会が出された意見、提案等を十分に尊重いただき、本市におけるライフステージの各段階で一貫性及び連続性のある障がい者（児）の支援体制の構築が一層推進されることを望みます。